

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）								新（令和2年10月版）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	0	0	0	0	1	第1編	共 通 編	1	0	0	0	0	1	第1編	共 通 編	
1	1	0	0	0	1	第1章	総 則	1	1	0	0	0	1	第1章	総 則	
1	1	1	0	0	1	第1節	総 則	1	1	1	0	0	1	第1節	総 則	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	
								1	1	1	2	39	1	39. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	条文追加
1	1	1	2	39	1	43. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	1	1	1	2	40	1	40. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	表記修正
1	1	1	2	40	1	44. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	1	2	41	1	41. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	表記修正
1	1	1	2	41	1	45. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	1	1	1	2	42	1	42. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	表記修正
1	1	1	2	42	1	46. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	1	1	1	2	43	1	43. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	表記修正
1	1	1	2	43	1	47. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	1	2	44	1	44. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	表記修正
1	1	1	2	44	1	48. SI	SIとは、国際単位系をいう。	1	1	1	2	45	1	45. SI	SIとは、国際単位系をいう。	表記修正
1	1	1	2	45	1	49. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	1	1	1	2	46	1	46. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	表記修正
1	1	1	2	46	1	50. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	47	1	47. JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	JIS名称変更に伴う修正
1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書	1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書	
1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	条文修正
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	
1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	
1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が兵庫県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が兵庫県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結する時は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結する時は、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	施工管理	1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	施工管理	
1	1	1	23	6	1	6. 労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	23	6	1	6. 労働環境等の改善	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）										新（令和2年10月版）												
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	1	1	1	26	0	1	1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	
1	1	1	26	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1	1	1	1	26	1	1		受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	1	1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	1	1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策	1	1	1	30	0	1	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策	
1	1	1	30	6	3	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	3	1	1	1	30	6	3	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理	1	1	1	32	0	1	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理	
1	1	1	32	3	2	3. 交通安全等輸送計画	なお、受注者は、過積載防止対策について、 入札のしおりの指導事項を参考に施工計画書に記載するものとする	1	1	1	32	3	2	1	1	1	32	3	2	3. 交通安全等輸送計画	なお、受注者は、過積載防止対策について、 「過積載防止対策要領」を遵守して取組まなければならない。	技企第1387号令和2年3月13日通知に伴う修正
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	1	1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	1	1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	12	2	①	施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出。	1	1	1	32	12	2	1	1	1	32	12	2	①	施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出 すること。	技企第1387号令和2年3月13日通知に伴う修正
1	1	1	32	12	3	②	出発地点、走行途中、現場到着地点における写真の提示。 (荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真) なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略できるものとする。	1	1	1	32	12	3	1	1	1	32	12	3	②	搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。 (荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)	技企第1387号令和2年3月13日通知に伴う修正
1	1	1	32	12	4	③	通行許可証の写しの提示。	1	1	1	32	12	4	1	1	1	32	12	4	③	通行許可証の写しを 提示すること。	技企第1387号令和2年3月13日通知に伴う修正
1	1	1	32	12	5	④	夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計(タコグラフ)の写しを提示。	1	1	1	32	12	5	1	1	1	32	12	5			技企第1387号令和2年3月13日通知に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）								新（令和2年10月版）								
編	章	節	条	項	以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	諸法令の遵守	
1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）	1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）	1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法（平成29年5月改正 法律第40号）	1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法（平成29年6月改正 法律第55号）	1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	25	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	25	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	27	(26)	航空法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	27	(26)	航空法（令和元年6月改正 法律第38号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号）	1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	43	(42)	測量法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	43	(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	60	(59)	技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	60	(59)	技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法（平成30年7月改正 法律第75号）	1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	62	(61)	空港法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	34	1	62	(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	70	(69)	水質資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）	1	1	1	34	1	70	(69)	水質資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法（平成29年6月改正 法律第52号）	1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	73	(72)	電波法（平成30年5月改正 法律第24号）	1	1	1	34	1	73	(72)	電波法（令和元年6月改正 法律第23号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正 法律第40号）	1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月法律第56号）	1	1	1	34	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	80	(79)	警備業法（平成30年5月改正 法律第33号）	1	1	1	34	1	80	(79)	警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	85	(84)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	85	(84)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	
								1	1	1	40	6	1	6. 法定外の労災保険の付保	受注者は、法定外の労災保険に付さなければならず、契約書第57条（火災保険等）に基づき、受注者は保険契約を締結したのち、その証券等を発注者に提示すること	技企第1081号令和2年6月19日通知に対応
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	3	0	0	1	第1節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第1節	レディーミクストコンクリート	
1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	工場の選定	
1	3	3	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	1	3	3	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	
1	3	3	2	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下「JIS認証工場」という。）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下「JIS認証工場」という。）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。	JIS名称変更に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）										新（令和2年10月版）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工				
1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手				
1	3	7	5	2	1	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	1	3	7	5	2	1		受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。				
1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会平成15年11月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。				
1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生				
1	3	10	3	5	1	5. 養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3	5	1	5. 養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。				
1	3	10	3	5	2		なお、表1-3-7の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-7に示す期間も満足する必要がある。	1	3	10	3	5	3		なお、表1-3-7の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-6に示す期間も満足する必要がある。	誤記修正			
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編				
2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料				
2	1	1	0	0	1	第1節	適用	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材				
2	1	1	2	0	1	2-1-1-2	県内産品の使用	2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材				
2	1	1	2	0	1		受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（県内産品）を原則として使用するものとする。ただし、工事請負代金額が250万円未満の工事、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。							受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（県内産品）を原則として使用するものとする。ただし、工事請負代金額が250万円未満の工事、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。			「県内産品使用促進の取組要領」の用語の定義と整合		
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料				
2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材				
2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材				
2	2	3	3	5	1	5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）	路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	5	1	5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）	路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。				
2	2	3	3	5	2		表2-2-9 鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5	2		表2-2-9 鉄鋼スラグの規格				諸基準類の改定に伴う修正（図表）
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料				
2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項				
2	2	6	1	7	1	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるもので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	7	1	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるもので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。	誤記修正			
2	2	6	1	9	1	9. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるもので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	9	1	9. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるもので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。	誤記修正			
2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料	2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料				
2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。				諸基準類の改定に伴う修正
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料				
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤				
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。				諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線				
2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識				
2	2	12	1	1	1		標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1	0	2		標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。				
2	2	12	1	2	1	(2)	支柱	2	2	12	1	2	1	(2)	支柱				
2	2	12	1	2	6			2	2	12	1	2	6		JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）				諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	2	7			2	2	12	1	2	7		JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）				諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）										新（令和2年10月版）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
2	2	12	1	4	1	(4)	反射シート	2	2	12	1	4	1	(4)	反射シート				
2	2	12	1	4	5		表2-2-28(2)反射性能（封入レンズ型反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1	4	5		表2-2-28(2)反射性能（封入レンズ型反射シートの再帰反射係数）	諸基準類の改定に伴う修正（図表）			
2	2	12	1	4	6		表2-2-28(3)反射性能（カプセルレンズ型反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1	4	6		表2-2-28(3)反射性能（カプセルレンズ型反射シートの再帰反射係数）	諸基準類の改定に伴う修正（図表）			
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編				
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工				
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	工事中の安全確保	3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	工事中の安全確保				
3	1	1	9	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	9	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工				
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
3	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	3	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正			
3	2	2	0	0	15		環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成28年3月）	3	2	2	0	0	15		環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正			
3	2	2	0	0	34		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和61年1月）	3	2	2	0	0	34		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）	諸基準類の改定に伴う修正			
3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種				
3	2	3	6	1	1	3-2-3-6	小型標識	3	2	3	6	1	1	3-2-3-6	小型標識				
3	2	3	6	3	1	3.表示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	1	3.表示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
3	2	3	6	5	1	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	1	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正			
3	2	3	6	8	1	8.2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5mm～10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	1	8.2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m2以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m2以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。	誤記修正			
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工				
3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工				
3	2	4	4	21	1	21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定による。	3	2	4	4	21	1	21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定による。				
3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	誤記修正			
3	2	4	4	21	9	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	2	4	4	21	9	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。				
3	2	4	4	21	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	4	21	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。				
3	2	4	4	21	11		表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	11		表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	誤記修正（図表）			
3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工				
3	2	4	9	11	1	11.鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定による。	3	2	4	9	11	1	11.鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定による。				
3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	誤記修正			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）										新（令和2年10月版）													
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文				編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文				改定理由	
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工				3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工					
3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料				3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料					
3	2	6	2	4	1	4. 試験練り	受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。				3	2	6	2	4	1	4. 試験練り	受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。				誤記修正	
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工				3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工					
3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。				3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。				3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	6	7	3	7	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。				3	2	6	7	3	7	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工				3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工					
3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。				3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。				3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	6	12	3	8	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。				3	2	6	12	3	8	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工				3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工					
3	2	10	5	0	1	3-2-10-5	土留・仮締切工				3	2	10	5	0	1	3-2-10-5	土留・仮締切工					
3	2	10	5	3	1	3. 適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定による。				3	2	10	5	3	1	3. 適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。				誤記修正	
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）				3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）					
3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工				3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工					
3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定による。				3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定による。					
3	2	12	3	1	2	(1) 原寸					3	2	12	3	1	2	(1) 原寸						
3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。				3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。				実態に合わせ修正	
3	2	12	3	1	4		ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。				3	2	12	3	1	4						実態に合わせ修正	
3	2	12	3	1	5	②	受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				3	2	12	3	1	5	②	受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督員の承諾を得なければならない。				実態に合わせ修正	
3	2	12	3	1	74	(8) 予熱					3	2	12	3	1	74	(8) 予熱						
3	2	12	3	1	75		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-50の条件を満たす場合に限り、表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。				3	2	12	3	1	75		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-50の条件を満たす場合に限り、表3-2-51より予熱することを標準とする。				誤記修正	
3	2	12	3	1	76						3	2	12	3	1	76		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は3-2-52とする。				条文追加	
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編				6	0	0	0	0	1	第6編	河川編					
6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸				6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸					
6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工				6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工					
6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	材料				6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	材料					
6	1	7	2	1	1	1. 遮水シート					6	1	7	2	1	1	1. 遮水シート						
6	1	7	2	1	18		表6-1-4 止水材の品質規格				6	1	7	2	1	18		表6-1-4 止水材の品質規格				JIS名称変更に伴う修正（図表）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）										新（令和2年10月版）												
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管					樋門・樋管		
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					適用すべき諸基準		
6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準（案）（平成29年3月）	6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）					国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）		諸基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	2	6		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）	6	3	2	0	2	6		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）					国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）		諸基準類の改定に伴う修正
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門					水門		
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					適用すべき諸基準		
6	4	2	0	0	12		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	6	4	2	0	0	12		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）					日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）		諸基準類の改定に伴う修正
6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工					鋼管理橋上部工		
6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工	6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工					支承工		
6	4	9	10	1	1		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより より難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより より難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。					受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより より難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）					コンクリート管理橋上部工（PC橋）		
6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工	6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工					支承工		
6	4	14	6	1	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより 難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6	1	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより 難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。					支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより 難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）					コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）		
6	4	15	6	0	1	6-4-15-3	支承工	6	4	15	6	0	1	6-4-15-3	支承工					支承工		
6	4	15	6	3	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより 難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	15	6	3	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより 難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。					支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより 難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工					舗装工		
6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項	6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項					一般事項		
6	4	18	1	2	11	2. 舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	6	4	18	1	2	11	2. 舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。					受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰					堰		
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用					適用		
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、平成29年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。					受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。		諸基準類の改定に伴う修正
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					適用すべき諸基準		
6	5	2	0	5	1		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	6	5	2	0	5	1		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）					日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）		諸基準類の改定に伴う修正
6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工					可動堰本体工		
6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項	6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項					一般事項		
6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。					受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		誤記修正
6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工					固定堰本体工		
6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項	6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項					一般事項		
6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。					受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		誤記修正
6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工					魚道工		
6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	一般事項	6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	一般事項					一般事項		
6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。					受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		誤記修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）										新（令和2年10月版）									
編	章	節	条	項	以下	項以下 （項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	以下	項以下 （項目見出し）	新条文	改定理由			
6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工				
6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	支承工	6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	支承工				
6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧（日本道路協会）第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）				
6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工	6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工				
6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工（日本道路協会、平成31年2月）」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）				
6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工	6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工				
6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）				
6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工	6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工				
6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持				
6	8	4	0	0	1	第4節	除草工	6	8	4	0	0	1	第4節	除草工				
6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工	6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工				
6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしていない。	6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、 のり 肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしていない。	実態に合わせ修正			
6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り（ 機械除草に係わる人力による除草 ）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	実態に合わせ修正			
6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の 河川管理施設（許可工作物を含む） に損傷を与えないよう施工しなければならない。	実態に合わせ修正			
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工				
6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料	6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料				
6	8	6	2	0	1		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	6	8	6	2	0	1		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。	実態に合わせ修正			
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編				
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸				
7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工				
7	1	11	1	0	1	7-1-11-1	一般事項	7	1	11	1	0	1	7-1-11-1	一般事項				
7	1	11	1	2	1	1. 一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7-1基本方針、道路土工要綱2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	1	11	1	2	1	1. 一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要綱2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正			
8	0	0	0	0	1	第8編	砂 防 編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂 防 編				
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策				
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
8	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成19年9月）	8	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（令和元年6月）	諸基準類の改定に伴う修正			
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編				
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装				
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正			
10	2	2	0	0	13		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（平成19年6月）	10	2	2	0	0	13		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）	諸基準類の改定に伴う修正			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）										新（令和2年10月版）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工				
10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	一般事項	10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	一般事項				
10	2	4	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	4	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工				
10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項				
10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成25年2月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料				
10	2	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	1	4. 補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正			
10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部				
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
10	3	2	0	1	8		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	3	2	0	1	8		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正			
10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	10	2	6	0	0	1	第6節	橋台工				
10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工	10	2	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工				
10	3	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	2	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工				
10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工				
10	3	8	9	6	1	6. フーチングの箱抜き施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	8	9	6	1	6. フーチングの箱抜き施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部				
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
10	4	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	4	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正			
10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工				
10	4	5	10	0	1	10-4-5-10	支承工	10	4	5	10	0	1	10-4-5-10	支承工				
10	4	5	10	0	1		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10	0	1		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部				
10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
10	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う修正			
10	5	2	0	0	13		国土開発技術研究センター プレブーム合成げた橋設計施工指針（平成9年7月）	10	5	2	0	0	13		国土技術研究センター プレブーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月）	諸基準類の改定に伴う修正			
10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工				
10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	支承工	10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	支承工				
10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）							新（令和2年10月版）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
10	5	6	0	0	1	第6節	10	5	6	0	0	1	第6節		
10	5	6	2	0	1	10-5-6-2	10	5	6	2	0	1	10-5-6-2		
10	5	6	2	0	1	2. リリース（応力解放）の施工	10	5	6	2	0	1	2. リリース（応力解放）の施工	リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	6	2	2	1	(1)	10	5	6	2	2	1	(1)	リリースを行う時の下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。	諸基準類の改定に伴う修正
10	5	6	3	0	1	10-5-6-3	10	5	6	3	0	1	10-5-6-3		
10	5	6	3	0	1		10	5	6	3	0	1			諸基準類の改定に伴う修正
10	5	7	0	0	1	第7節	10	5	7	0	0	1	第7節		
10	5	7	3	0	1	10-5-7-3	10	5	7	3	0	1	10-5-7-3		
10	5	7	3	0	1		10	5	7	3	0	1			諸基準類の改定に伴う修正
10	5	8	0	0	1	第8節	10	5	8	0	0	1	第8節		
10	5	8	3	0	1	10-5-8-3	10	5	8	3	0	1	10-5-8-3		
10	5	8	3	0	1		10	5	8	3	0	1			諸基準類の改定に伴う修正
10	5	10	0	0	1	第10節	10	5	10	0	0	1	第10節		
10	5	10	3	0	1	10-5-10-3	10	5	10	3	0	1	10-5-10-3		
10	5	10	3	0	1		10	5	10	3	0	1			諸基準類の改定に伴う修正
10	5	11	0	0	1	第11節	10	5	11	0	0	1	第11節		
10	5	11	1	0	1	10-5-11-3	10	5	11	1	0	1	10-5-11-3		
10	5	11	1	0	1		10	5	11	1	0	1			諸基準類の改定に伴う修正
10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章		
10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節		
10	6	2	0	0	5		10	6	2	0	0	5			諸基準類の改定に伴う修正
10	6	2	0	0	11		10	6	2	0	0	11			諸基準類の改定に伴う修正
10	7	0	0	0	1	第7章	10	7	0	0	0	1	第7章		
10	7	2	0	0	1	第2節	10	7	2	0	0	1	第2節		
10	7	2	0	0	19		10	7	2	0	0	19			諸基準類の改定に伴う修正
10	7	4	0	0	1	第4節	10	7	4	0	0	1	第4節		
10	7	4	3	0	1	10-7-4-3	10	7	4	3	0	1	10-7-4-3		
10	7	4	3	0	1		10	7	4	3	0	1			諸基準類の改定に伴う修正
10	8	0	0	0	1	第8章	10	8	0	0	0	1	第8章		
10	8	2	0	0	1	第2節	10	8	2	0	0	1	第2節		
10	8	2	0	0	9		10	8	2	0	0	9			諸基準類の改定に伴う修正
10	8	5	0	0	1	第5節	10	8	5	0	0	1	第5節		
10	8	5	6	0	1	10-8-5-6	10	8	5	6	0	1	10-8-5-6		
10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜き施工	10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜き施工		諸基準類の改定に伴う修正
10	14	0	0	0	1	第14章	10	14	0	0	0	1	第14章		
10	14	2	0	0	1	第2節	10	14	2	0	0	1	第2節		
10	14	2	0	0	5		10	14	2	0	0	5			諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和元年10月版）								新（令和2年10月版）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	
10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	路上再生工	10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	路上再生工	
10	14	4	7	1	1	1. 路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。	10	14	4	7	1	1	1. 路上路盤再生工	路上路盤再生工については、以下の規定による。	
10	14	4	7	1	5	(2)	添加材料の使用	10	14	4	7	1	5	(2)	添加材料の使用	
10	14	4	7	1	7	②	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	1	7	②	受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」（日本道路協会、平成31年3月）に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	4	7	1	10	(3)	最大乾燥密度	10	14	4	7	1	10	(3)	最大乾燥密度	
10	14	4	7	1	11		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	11		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	
10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WEST7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	
10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	
10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工	10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工	
10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド式除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド式除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（建設省、昭和63年10月）を参考とする。	誤記修正
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	16	2	0	0	5		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	16	2	0	0	5		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	
10	16	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	10	16	9	2	4	1	4. 補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WEST7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正
10	16	9	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表（図表）

旧（令和元年 10 月版）							新（令和 2 年 10 月版）						
表 2-2-9 鉄鋼スラグの規格							表 2-2-9 鉄鋼スラグの規格						
呼び名	修 正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	呼び名	修 正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
							試験法	E001	E003	A023	E002	E004	
表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）							表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）						
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4	9	12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4	9
	30°	30	22	6	1.7	3.5		30°	30	22	6	1.7	3.5
20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2	7		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	30°	24	16	4	1	3	20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2	7
2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6		30°	24	16	4	1	3
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6	2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

旧（令和元年 10 月版）							新（令和 2 年 10 月版）								
表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）							表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）								
観測角		入射角	白	黄	赤	青	緑	観測角		入射角	白	黄	赤	青	緑
12′ (0.2°)		5°	250	170	45	20	45	12′ (0.2°)		5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25			30°	150	100	25	11	25
20′ (0.33°)		5°	180	122	25	14	21		20′ (0.33°)		40°	110	70	16	8.0
		30°	100	67	14	7	11	5°			180	122	25	14	21
2.0°		5°	5	3	0.8	0.2	0.6	2.0°			30°	100	67	14	7
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		40°		95	54	13	7.0	11
表 3-2-5 現場円周溶接部の目違いの許容値							表 3-2-5 現場円周溶接部の目違いの許容値								
外 径		許容量	摘 要				外 径		許容量	摘 要					
700mm 未満		2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2mm×π 以下とする。				700mm 未満		2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2mm×π 以下とする。					
700mm 以上 1016mm 以下		3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3mm×π 以下とする。				700mm 以上 1016mm 以下		3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3mm×π 以下とする。					
1016mm を超え 1524mm 以下		4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4mm×π 以下とする。				1016mm を超え 2000mm 以下		4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4mm×π 以下とする。					
表 6-1-4 止水材の品質規格							表 6-1-4 止水材の品質規格								
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法				試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法					
漏水量	(ml/sec) /(1.8m²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による。				漏水量	(ml/sec) /(1.8m²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による。					
引張強さ	N/mm² (kgf/m)	11.8 以上	日本工業規格(JIS) で規定され ている各材料ごとの試験方法による。				引張強さ	N/mm² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定され ている各材料ごとの試験方法による。					
摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号 に基づく摩擦試験方法による。				摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号 に基づく摩擦試験方法による。					